

琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の中間改定について

1 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の概要

（1）琵琶湖森林づくり基本計画の位置づけ

琵琶湖森林づくり条例第9条と県産材利用促進条例第10条の規定に基づく計画（条例に示す理念を実効あるものとするための基本的な計画）。基本構想や部門計画と調和させるとともに、森林法に基づく地域森林計画とも整合を図る。

（2）計画期間

令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）（10年間）

・令和5年11月に「県産材利用促進条例」制定に伴う改定を実施

2 改定の必要性

計画開始から5年を目途に見直すこととされていることから、前回（R5.11）改定後に新たに生じた課題に対応するため、令和7年度にかけて見直し作業を行い、令和8年3月に改定・公表する予定。

3 検討の経過

令和6年	6月、8月	見直しWGによる方向性検討
令和6年	7月	地域別意見交換会（5地域 市町、森林組合等）
令和6年	8月～10月	県民webアンケート調査
令和6年	9月	関係団体意見聴取（森林組合連合会、木材協会）
令和6年	9月 25日	森林審議会（諮問、森林・林業の現状について報告）
令和6年	10月	子ども（小学生）アンケート調査
令和6年	11月 22日	森林審議会（方向性・骨子案の検討）
令和6年	12月 16日	常任委員会に基本計画中間改定（骨子案）について報告
令和7年	3月 7日	森林審議会（基本計画中間改定の素案①）
令和7年	4月 25日	森林審議会（基本計画中間改定の素案②）
令和7年	6月 26日	常任委員会に基本計画中間改定（素案）について報告

4 今後の予定

令和7年	9月	森林審議会から、基本計画中間改定の答申
令和7年	10月	常任委員会に基本計画中間改定（案）について報告
令和7年	10月	～11月 県民政策コメント
令和7年	12月	常任委員会に基本計画中間改定（案）修正について報告
令和8年	3月	基本計画（改定）について公表

琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）中間改定（素案）の概要



計画改定の趣旨

- 計画開始から5年を目途に見直すこととされていることから、前回（R5.11）改定後に新たに生じた課題に対応するための改定を行う。
- 後期5年間に重点的に進める「重点プロジェクト」を策定する。

前回改定後の動き

全国の動き

- R5.7 GX推進戦略策定
- R5.10 花粉症対策初期集中対応パッケージの策定
- R6.12 「世界湖沼の日」採択
- R7.2 岩手県大船渡市等で大規模な林野火災発生

本県の動き

- R6.3 生物多様性しが戦略2024策定
- R6.6 森林組合合併
- R6.7 伊吹山土砂災害
- R6.9～ 分収造林あり方検討
- R7.3 航空レーザ資源解析全県完了、森林クラウド構築
- R8.3(予定) 次期滋賀県農業・水産業基本計画策定

計画の位置づけ・期間

- 計画の位置づけ
琵琶湖森林づくり条例第9条に基づく計画
県産材利用促進条例第10条に基づく計画
滋賀県基本構想や第5次滋賀県環境総合計画に基づき、他の計画と調和、また森林法に基づく地域森林計画と整合
- 計画期間 令和3年度～令和12年度（2021年度～2030年度）（10年間）

目指す森林づくりの方向

1 基本方向

琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進

2 基本方針

琵琶湖の水源林の恵みを活かし、皆で支え育む森林づくり
やまの資源をフル活用した収益の最大化

3 基本方針に基づく施策の考え方

100年後の目指す姿を見据えた施策の考え方を規定

方針1 森林づくり

多面的機能の発揮のため「環境林」と「循環林」を組み合わせた森林づくりを推進⇒収益性と災害リスクの2軸評価による四象限図等を加え、より具体的なゾーニングを提示

方針2 地域づくり

県民の理解と参加を促し、森林づくりと農山村の活性化を一体的に推進

方針3 産業づくり

川上から川下に至る林業・木材産業の活性化を促進

方針4 人づくり

担い手の確保・育成および次代を担う子どもたちへの森林環境学習やしが木育を推進

4 SDGs、MLGsの達成に向けた取組

重点プロジェクト

計画期間の後半5か年に重点的に行う施策

プロジェクト名	指標	R12目標
花粉の少ない再造林促進PJ	年間再造林面積（単年度） スギ苗木生産に占める花粉の少ない苗木の生産割合	100ha 95%
災害に強い森林づくりPJ	土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区における治山対策実施率	90%
「やまの健康」推進PJ	地域資源の活用など農山村の活性化に取り組む森林・農山村団体の数（累計）	40団体
建築物木造化PJ	県産材を活用する建築設計に関する支援を行った建築物数（累計）	74件
木育活動促進PJ	市町等と連携した県内の木育関連イベントの開催回数（単年度）	20回
林業人材育成PJ	「滋賀もりづくりアカデミー」既就業者コースで技能向上に取り組む作業員数（単年度） 労働安全衛生に係る巡回指導数（単年度）	150人 16事業場

基本施策

計画期間の10年間に行う基本的な施策

青字・・・前回(R5.11)改定 赤字・・・今回改定案

施策1 多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり

- 適切なゾーニングに基づく森林づくりの推進
多面的機能を重視した森林づくり、森林情報の精緻化、主伐・再造林の促進による花粉発生源対策への寄与、森林経営管理制度の推進、地球温暖化防止への貢献等
- 災害に強い森林づくりの推進
ライフライン保全の取組、水源林の保全巡視、流域の広域的な課題への対応、公的管理を進める新たな枠組みの検討、林野火災予防等
- 生物多様性の保全
多様な自然生態系の保全、ニホンジカ生息密度の低減、土壌保全対策等

施策2 多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり

- 多様な主体による森林づくりの推進
企業・地域住民・ボランティア団体等の取組支援、県民の理解の醸成、近江富士花緑公園等の魅力向上等
- 森林の整備・林業の振興と農山村の活性化の一体的な推進
地域資源を活かした仕事おこし等による農山村の活性化、地域を担う人づくりの推進、森林文化の振興等

施策3 森林資源の循環利用による林業の成長産業化

- 活力ある林業生産の推進
林地境界の明確化・集約化推進・機械化による生産性向上、「新しい林業」の実現に資する効率化・省力化、県産材の安定供給、林業所得向上、森林組合合併のスケールメリットを活かす等
- 県産材の加工・流通体制の整備
加工体制の整備、加工・流通を担う人材の育成、大型製材工場の検討等
- あらゆる用途への県産材の活用
魅力の発信や木育拠点施設を活用したしが木育の更なる推進、公共施設や民間非住宅分野等での県産材の活用、新規需要開拓の推進、県施設の内装等木質化率100%等
- 人口減少社会を見据えたICT等を活用した林業・木材産業の競争力強化
精度の高い森林資源情報・地形情報等の把握とクラウド化、スマート林業の推進、ICTを活用したサプライチェーンの構築等

施策4 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり

- 林業の担い手の確保・育成
新規就業者の確保、森林・林業に関わる総合的な人材の育成、オーストリア林業に学ぶ、女性等が働きやすい職場環境づくり、林業事業体の雇用環境改善等
- 次代の森林づくりを担う人々の理解の醸成
森林を通じた学びの提供（グリーン・リスキリングに取り組む企業等の支援）、森林所有者の理解・意欲の高揚、高校との連携等